

**高病原性鳥インフルエンザの対応
に係る庁内連絡会議**

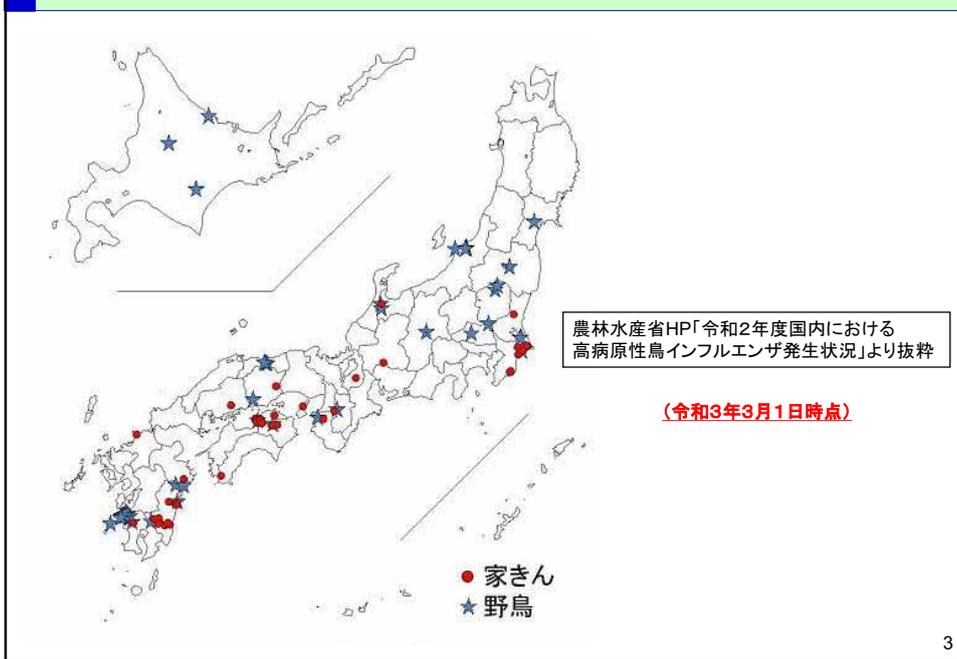
**日時：令和3年3月2日(火)
午前11時30分から**
**場所：鳥取県庁災害対策本部室
(第2庁舎3階)**
**出席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部、
鳥取大学**

1

会議内容

- 1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 2 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 3 県内の飼養衛生管理の遵守状況

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



3

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥1)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	10/30	11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)、死亡野鳥	11/9、16、23、30、 12/7、14、21、 (R3)1/4、11、18、19、 25 2/1、3	H5N8亜型	11/13	
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	11/17	
7	新潟県阿賀野市	環境(水)、野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	11/25	12/16
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	12/3	(R3)1/12
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	12/4	(R3)1/3
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/10
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/14
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	H5N8亜型	12/10	(R3)1/24
18	鹿児島県出水市	環境(水)、衰弱・死亡野鳥	12/7、14、21 (R3)1/11 2/5	H5N8亜型	12/11	
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便、環境(水)	12/7、9、21	H5N8亜型	12/12	(R3)1/20
					県独自に重点監視を実施中	
25	鹿児島県出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	12/18	H5N8亜型	12/19	
27	奈良県吉野郡大淀町	死亡野鳥(オオタカ)	12/20	H5N8亜型	12/20	(R3)1/19
28	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(オシドリ)	12/22	H5N8亜型	12/23	
29	埼玉県比企郡ときがわ町	死亡野鳥(フクロウ)	12/23	H5N8亜型	12/24	(R3)1/22

4

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥2)

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
35	宮崎県延岡市	死亡野鳥(オナガガモ)	(R3)1/6	H5N8亜型	(R3)1/13	(R3)2/5
38	鹿児島県薩摩川内市	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/16	H5N8亜型	(R3)1/17	(R3)2/15
40	北海道帯広市	死亡野鳥(ハヤブサ)	(R3)1/18	H5N8亜型	(R3)1/22	(R3)2/17
42	宮崎県西諸県郡高原町	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/24	H5N8亜型	(R3)1/24	(R3)2/23
46	北海道旭川市	死亡野鳥(オジロワシ)	(R3)1/27	H5N8亜型	(R3)1/30	(R3)2/26
47	鹿児島県薩摩郡さつま町	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/1	H5N8亜型	(R3)2/2	
48	福島県郡山市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)1/29	H5N8亜型	(R3)2/3	(R3)2/28
49	茨城県潮来市	死亡野鳥(コバクチョウ)	(R3)2/1	H5N8亜型	(R3)2/4	
50	徳島県美馬郡つるぎ町	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/29	H5N8亜型	(R3)2/4	
53	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(ナベヅル)	(R3)2/5	H5N8亜型	(R3)2/6	
56	新潟県新潟市	死亡野鳥(マガモ)	(R3)2/8	H5N8亜型	(R3)2/8	
57	宮城県仙台市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/5	H5N8亜型	(R3)2/10	
58	栃木県栃木市	死亡野鳥(ハヤブサ)	(R3)2/15	H5N8亜型	(R3)2/15	
59	新潟県阿賀野市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/13	H5N8亜型	(R3)2/16	
60	栃木県那須塩原市	死亡野鳥(フクロウ)	(R3)2/16	H5N8亜型	(R3)2/16	
61	富山県小矢部市	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/10	H5N8亜型	(R3)2/17	
62	栃木県那須塩原市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/14	H5N8亜型	(R3)2/19	
63	千葉県匝瑳市	野鳥糞便	(R3)2/4	H5N8亜型	(R3)2/19	
64	長野県岡谷市	環境(水)	(R3)2/14	H5N8亜型	(R3)2/19	
65	富山県南砺市	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/24	検査中	(R3)2/24	

5

鳥取県の対応(野鳥1)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

○1/20に環境省の野鳥監視重点区域が解除された後も県独自の重点監視を継続
(東部では旧野鳥監視重点区域については毎日、その他の地域は隔日)
(中部10カ所、西部29カ所、週2回)

○今までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。なお、渡り鳥の数は最盛期の7割程度まで減ってきている。

2 調査の実施状況

○野鳥の調査

・環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を調査。ウイルス検査を行った死亡野鳥はすべて陰性

○環境省の野鳥糞便調査

・米子水鳥公園で2回の調査を行ったが高病原性鳥インフルエンザウイルスは陰性

○鳥取大学と連携した野鳥糞便等の調査

・東部地区(12/9、2/4 日光地区)、中部地区(12/18、2/22 東郷池)、西部地区(1/26 米子水鳥公園)で調査を実施し、12/9の日光地区の調査で高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出
・12/10以降は、いずれの調査も高病原性鳥インフルエンザウイルスは陰性

○京都産業大学の独自の野鳥糞便調査

・日光地区・安来市で6回調査(12/7、21・22、1/14、25、2/7・8、22)を実施し、12/7、21の日光地区の調査で高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

・12/22以降のいずれの調査も高病原性鳥インフルエンザウイルスは陰性(検査中の2/22 日光地区を除く)

6

鳥取県の対応(野鳥2)

3 県民への情報提供等

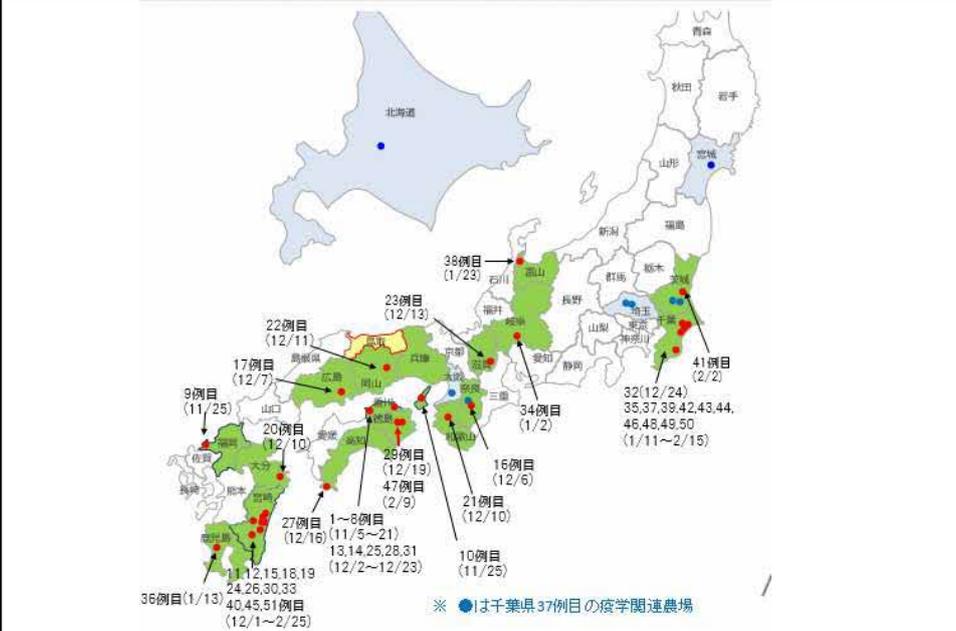
- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認

* 10/30～(R3)3/1 鳥インフルエンザ相談件数 206件(東部:77件、中部:41件、西部:88件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生まとめ

発生地	発生件数	飼養羽数	発生地	発生件数	飼養羽数
香川県	13	1,791,367	滋賀県	1	10,338
福岡県	1	91,945	高知県	1	27,356
兵庫県	1	145,024	徳島県	2	15,000
宮崎県	12	920,513	千葉県	11	4,695,777
奈良県	1	77,386	他県の関連 (8)		5,400
広島県	1	136,952	岐阜県	1	67,702
大分県	1	56,000	鹿児島県	1	32,000
和歌山県	1	67,580	富山県	1	141,000
岡山県	1	644,525	茨城県	1	840,000
			計	51	9,765,865

合計17県 51事例 74農場 976万羽

鳥取県の対応(家きん1)

- 1 県外での発生又は県内野鳥で確認される度に、関係者へ発生情報を速やかに周知
- 2 発生情報の周知に合わせて、県内全養鶏場に異常確認、疫学関連の有無を確認(常に異常がなかった)
- 3 農場に飼養衛生管理基準の遵守徹底、消石灰散布等農場出入口の消毒、管理区域専用の衣服と長靴の交換、長靴の履き替え、手指消毒、野生動物の侵入防止とネットの点検等の指導強化を実施
- 4 庁内連絡会議の開催(会議開催12回、持回り開催18回)
- 5 強化通知に基づく養鶏農場への立入検査、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令2回(11/18,12/11)と全養鶏場に消石灰配布・散布指示計3回約1万袋(11月、12月、2月)
- 6 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援(R2年度7農場実施)
- 7 発生に備えた防疫演習、訓練(本庁1回、地方機関小規模含め3回以上)

鳥取県の対応(家きん2)

農場の緊急対策を実施

- 1 2/2会議で山口教授に助言いただいた野生動物侵入対策点検ポイントをチラシにして養鶏場、関係者に配布
- 2 野生動物侵入対策について各養鶏農場が自己点検を実施(計3回)
- 3 その結果をもとに家畜保健衛生所が巡回し、確認、指導。併せて配布した消石灰の散布についても確認。不備のあった農家について濃密指導実施。

もう一度、野生動物対策のチェックをしましょう

野生動物の侵入を知るポイント

- ・ 鶏舎外：鶏舎裏、側溝、溝石上の足跡、糞便
 - クモの巣やホコリの無い穴、網目
 - 小鳥は同じ穴を使う傾向
- ・ 鶏舎内：換気扇付近やケージ上部等、ホコリの多い場所の足跡(小鳥、小動物)
- ・ クモの巣やホコリの無い壁
 - ネズミや小動物の通路になっている可能性
- ・ 家の上の白色のシミ
 - スズメの糞かもしれません
- ・ 専設や降雪後は侵入に注意

鶏舎内への主な侵入経路

鶏舎での注意点

- ・ 通風のドアが閉けっぱなし
- ・ 扉裏のコンベアの隙間、パーコンシャッターの隙間忘れ
- ・ ビットの隙間やネットの穴
- ・ 隙間をとりた、壁に当たった穴
- ・ 扉裏の扉裏の1番のドアの枠がみや腐食による隙間

県内の飼養衛生管理の遵守状況

家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果(100羽以上)

		衛生管理区域出入口			鶏舎出入口		野生動物対策	
		立入者の手指消毒等	専用の衣服・靴の使用	立入車両の消毒等	立入者の手指消毒等	専用の靴の設置及び使用	ネット等の設置、点検及び修繕	ねずみ及び害虫の駆除
12/11	採卵鶏	15/15 (100%)	9/15(60%)	9/15(60%)	10/15(67%)	10/15(67%)	11/15(73%)	12/15(93%)
	肉用鶏	66/66 (100%)	65/66(98%)	65/66(98%)	50/66(76%)	62/66(94%)	62/66(94%)	66/66 (100%)
	合計	81/81 (100%)	74/81(91%)	74/81(91%)	60/81(74%)	72/81(89%)	73/81(90%)	78/81(96%)
1/15	採卵鶏	15/15 (100%)	10/15(67%)	12/15(93%)	14/15(93%)	11/15(73%)	11/15(73%)	13/15(87%)
	肉用鶏	66/66 (100%)	65/66(98%)	65/66(98%)	65/66(98%)	62/66(94%)	62/66(94%)	66/66(100%)
	合計	81/81 (100%)	75/81(93%)	77/81(95%)	79/81(98%)	73/81(90%)	73/81(90%)	79/81(98%)
2/15	採卵鶏	14/14 (100%)	13/14(93%)	13/14(93%)	14/14(100%)	14/14(100%)	12/14(86%)	14/14(100%)
	肉用鶏	66/66 (100%)	66/66(100%)	66/66(98%)	66/66(100%)	66/66(100%)	62/66(94%)	66/66(100%)
	合計	80/80 (100%)	79/80(99%)	79/80(99%)	80/80(100%)	80/80(100%)	74/80(93%)	80/80(100%)

- ・ 点検を始めた当初と比較して回数を経るごとに、衛生管理の状況が改善された。
- ・ 衛生管理区域出入り口での専用衣服・服の使用ができていない1農場は、飼養場所が狭く設置が困難であったが、既に対応済み(3月1日)。
- ・ 車両の消毒に不備がある1農場については、機器を設置し消毒の実施を確認(3月1日)
- ・ 野生動物対策のネット等の設置に不備のある6農場については、事業を活用し3月中に完成予定。

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
 清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

13

鳥インフルエンザ対応窓口(24時間対応しています)

■ 野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■ 食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■ 平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

14

【参考】



2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。